

令和7年第4回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年4月3日（木）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度任用職員 前田 晃
議案	第17号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第18号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第20号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第21号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について
議長	開会に先立ち、事務局から発言を求められています。事務局お願いします。
局長	新任のあいさつ
課長	新任のあいさつ
職員異動の報告	安藤：あいさつ
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和7年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和7年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】

議 長	それでは、6 番山本富義委員、7 番柴田智弘委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 17 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。
事 務 局	それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 2、議案第 17 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。
事 務 局	今月の申請は、売買による所有権移転 1 件、交換による所有権移転 2 件の合計 3 件です。
事 務 局	受付番号 1 番は、矢戸の方と矢戸の方との間における交換による所有権移転です。
事 務 局	矢戸地内において、譲受人は、自己所有農地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。
事 務 局	詳細については、資料のとおりです。受付番号 2 番の案件との交換です。
事 務 局	受付番号 2 番は、矢戸の方と矢戸の方との間における交換による所有権移転です。
事 務 局	矢戸地内において、譲受人は、自己所有農地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。
事 務 局	詳細については、資料のとおりです。受付番号 1 番の案件との交換です。
事 務 局	受付番号 3 番は、下恵土の方と桂ヶ丘の方の間における売買による所有権移転です。
事 務 局	大森地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。
事 務 局	詳細については、資料のとおりです。
事 務 局	以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
議 長	受付番号 1 番、2 番、矢戸お願いします。
國 枝 委 員	推進委員 4 番の國枝から現地確認の報告をします。
國 枝 委 員	受付番号 1 番と 2 番は、交換による所有権移転で、隣接で関係しますので、併せて説明いたします。
國 枝 委 員	受付番号 1 番と 2 番は、矢戸地内の農地で、交換により所有権を移転されるということです。お互いに農地として有効利用できることから話がまとまり、申請された案件です。農地として今後もお互い耕作されますので、問題ないと思います。
議 長	受付番号 3 番、大森お願いします。
伊 藤 委 員	農業委員 10 番の伊藤から現地確認の報告をします。
伊 藤 委 員	受付番号 3 番は、大森新田地区の大森川に沿った場所にある、栗畑となっている農地です。譲渡人は、高齢で農地を管理できなくなったため、譲受人が購入され、栗畑として今後も管理されますので、問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質問なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議 長	議案第 17 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、室原の方が農地転用の許可を求めるもので、室原地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭及び倉庫敷地にするとのことことです。 立地基準判定は、第 1 種農地となります。 隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことことです。 本案件は、相続により取得され農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、無許可で宅地化していることが判明したため、文書により指導した案件で、親の代の昭和 55 年 4 月頃より農地法の許可を得ず、当該農地を住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。 本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、室原お願いします。
國 枝 委 員		推進委員 4 番の國枝から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、室原にあります県道多治見善師野線、室原交差点から北へ進んだ、室原川を挟んでいる場所にある農地です。相続により取得されましたが、親の代の昭和 55 年 4 月頃より無許可で、倉庫を建築され、一部は庭として利用されていたため始末書が提出されている案件です。周囲にはコンクリートブロックを設置され、雨水は自然浸透で、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 議	員 長	【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 18 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 18 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議	長	続きまして、日程第４、議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 4 番及び 6 番の案件は、書類不備のため審議先送り及び申請取り下げとなっております。 また、受付番号 8 番の案件が、日程第 5、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてと関連しておりますので、併せて審議します。 はじめに、5 条、受付番号 8 番と事業計画変更申請の案件が、農地利用最適化推進委員 9 番の三宅静喜委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限に準ずる扱いにより、関係する案件の審議に加わることができません。したがって、この案件の審議の間、三宅委員の退席を求めます。 【三宅静喜委員 退席】 それでは、5 条、受付番号 8 番及び事業計画変更申請の案件について、事務局に説明を求めます。		
事	務	局	日程第 4、議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請、受付番号 8 番と日程第 5、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。 5 条、受付番号 8 番は、名古屋市昭和区の法人と中恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、中恵土地内で隣接地を一体利用して水路敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 2 種農地となります。 既存の水路を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。 本案件は、事業計画変更、受付番号 1 番と同時申請となりますので、併せて説明します。 今月の事業計画変更申請は、1 件です。 事業計画変更の転用申請の内容は、5 条、受付番号 8 番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。 当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり申請地を住宅敷地にする予定でしたが、敷地の一部を水路として残す必要が出てきたため、当該部分を分筆し、事業承継者へ贈与する計画に変更することになりました。 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。	
議	長		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 5 条、受付番号 8 番及び事業計画変更、中恵土お願いします。	
酒	向	委	員	中恵土地区は、推進委員 9 番の三宅委員が担当ですが、当事者なので、推進委員 8 番の酒向が受付番号 8 番及び事業計画変更の案件について報告します。 受付番号 8 番と事業計画変更は、同一地ですので、併せて説明します。

		中恵土の住宅地の一角にある農地で、既設の排水用側溝が隣接土地所有者との境界中央に敷設されており、今後の管理も含め、贈与として土地を渡すことで、話がまとまり申請された案件です。現状のまま排水用側溝として利用されますので、転用されても問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 19 号、受付番号 8 番は、許可相当として、議案第 20 号は、承認相当として、それぞれ市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 19 号、受付番号 8 番は、許可相当として、議案第 20 号は、承認相当として、それぞれ市に進達することに決しました。 それでは、三宅静喜委員の議事参加を認めます。 【三宅静喜委員 着席】
議	長	引き続き、議案第 19 号を議題といたします。 受付番号 1 番から 3 番及び 5 番、7 番、9 番について、事務局に説明を求めます。
事	務	引き続き、日程第 4、議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について説明します。
局		今月の申請は、先程審議しました案件を含め、売買による所有権移転 5 件、贈与による所有権移転 1 件、賃借権の設定 1 件の合計 7 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。 受付番号 2 番は、名古屋市中川区の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で内装工事業の貸露天資材置場を整備するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 受付番号 3 番は、川合の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、川合地内で、生コンクリート製造販売業の駐車場を整備するとのことです。 立地基準判定は、第 2 種農地となります。 代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、書類不備により、審議先送り案件となります。

受付番号5番は、犬山市の方外1名と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、建築条件付きで2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種及び第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和7年1月9日に農振除外されています。

接続する道路が、接道要件を満たさない道路であるため、建築基準法第43条ただし書道路に適合していることが確認されたのち、農地転用を許可します。

受付番号6番は、書類不備により、申請取下げ案件となります。

受付番号7番は、広見の方と広見の方が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、医療業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号9番は、中恵土の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番今渡お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡の国道21号線北の住居地域にある農地の一部を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請です。西側に農地が残りますが譲渡人の所有で、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水排水は、道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番は、今渡大東の国道21号線南の住居地域にある農地を譲受人の事業用資材置場に整備し、利用するための転用申請です。周囲に農地は無く、雨水排水は、道路側溝への排水、資材置場での利用のため、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議	長	受付番号 3 番、川合お願いします。
大 澤 委 員		農業委員 2 番の大澤が受付番号 3 番の案件について報告します。
		受付番号 3 番は、川合の国道 21 号線北側、愛知用水との間にある農地です。西側で生コンクリート製造販売業をする事業者が従業員駐車場を整備するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良区の同意もあり、雨水排水は、駐車場としての利用のため自然浸透で、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 5 番、土田お願いします。
津 田 委 員		推進委員 2 番の津田が受付番号 5 番の案件について報告します。
		受付番号 5 番は、譲受人である転用事業者が建築条件付きで 2 区画に宅地分譲する計画です。土地改良管理組合の同意があり、上下水道とも整備された地域です。雨水排水は南側道路に埋設されている農業用水路に排水されるため、土地改良管理組合の排水同意が得てあります。また、1 区画が接する道路が市道認定されていないため、住宅建築のためには別法令での手続きが必要となる案件ですが、農地転用については、農業用施設への影響も無いため、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 7 番、広見お願いします。
奥村（保）委員		農業委員 13 番の奥村が受付番号 7 番の案件について報告します。
		受付番号 7 番は、市役所の西、新可児大橋のたもと、区画整理事業が実施された商業地域にある農地を、近隣の医療機関の従業員駐車場に整備し、利用するための転用申請です。申請地の周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は、西側道路側溝への排水、駐車場として利用されるため、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 9 番、中恵土お願いします。
三 宅 委 員		推進委員 9 番の三宅が受付番号 9 番の案件について報告します。
		受付番号 9 番は、中恵土地内、可児工業高等学校の第 2 グラウンド南にある住居地域内の農地を転用して、3 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、周囲には既設のコンクリートブロックが設置されており、被害防除として利用されます。雨水は道路側溝への排水、農業用施設への影響も無く、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質疑なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 19 号、受付番号 1 番から 3 番及び 5 番、7 番、9 番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第 19 号、受付番号 1 番から 3 番及び 5 番、7 番、9 番は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長	日程第 5、議案第 20 号は、先程審議しましたので、日程第 6、議案第 21 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 6、議案第 21 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。 今月の申請は、2 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方が所有する今渡地内の畑です。 該当農地は、昭和 40 年頃に可児農協に賃借し、建物を建築して今渡支店として利用され、平成 13 年頃からは、建物の一部を可児医師会に賃貸して准看護学校として利用されておりましたが、建物を取り壊し、その後 JA めぐみの自動車センターの駐車場として利用しており、現在に至るとのことです。 受付番号 2 番は、愛知県岩倉市の方が所有する兼山地内の畑です。 該当農地は、昭和 34 年に隣接地を一体利用して、父が住宅を建築しました。昭和 51 年に建物を増築し、さらに昭和 58 年にも増築を行い、現在に至るとのことです。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
中 村 委 員	受付番号 1 番、今渡お願いします。 農業委員 3 番の中村が受付番号 1 番の案件について報告します。 受付番号 1 番は、現在、JAめぐみの自動車センターとして利用されている土地です。今回、JAめぐみのが今渡支店の建て替えを計画し、事業を進めようとしたところ、一部借地部分の登記地目が畑のままであることが判明し、地権者やJA関係者等から聞き取り、調査した結果、20 年以上前から農地以外の宅地として利用していることが判明し、賃貸契約書もあることから、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号 2 番、兼山お願いします。
三 宅 委 員	推進委委員 9 番の三宅が受付番号 2 番の案件について報告します。 受付番号 2 番は、兼山地内の可児市戦国山城ミュージアムの前にある住宅が建築されている土地です。事務局から説明があったように、父の代に住宅が建築され、その後順次増築され、現在もそのまま住宅があります。課税資料でも建築年から 20 年以上経過していることが確認できますので、非農地として問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
大 澤 委 員	私が担当する地区内から土地現況確認申請書（非農地）が提出されましたので、事務局に質問します。配付されているタブレットのシステムから担当区内の土地について、確認してみると、今回のように、現況宅地で登記地目が農地である土地が見受けられるが、農業委員としてどのように対応したらいいか、確認しておきたい。
事 務 局	農地パトロール等で発見された案件であれば、事務局へ連絡いただき、随時指導をしています。また、過去に無許可で転用された案件や許可を得ているが登記地目が変更されていない案件については、事務局へ連絡いただければ、調査、確認をしてから指導等の対応をしますので、該当する案件があれば、報告をお願いします。
大 澤 委 員	登記地目が農地で、住宅を建築して 2 年ほど経過した土地があるがこれはどうしてか。
事 務 局	登記の地目変更がされていない可能性があります。連絡いただければ、事務局で転用許

		可等の確認を行い、税務課への確認等も行い、登記地目の変更を行うよう指導等を行います。
議	長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
		議案第 21 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 21 番は、原案のとおり承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 7、議案第 22 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。
		なお、今回審議する計画素案の一部農地が、農業委員 9 番の奥村武司委員が関係者となるため、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わることはできません。したがって、議案第 22 号の審議の間、退席を求めます。
		【奥村武司委員 退席】
事	務	それでは、事務局に説明を求めます。
局		日程第 7、議案第 22 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。お手元の別葉、議案第 22 号をご覧ください。
		今月の件数は、28 件、33, 585 m ² の農地について、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。
		対象となる農地の内訳は、今で 6 筆、羽崎、広見、久々利、下切で各 4 筆、塩、淵之上、で各 2 筆、平貝戸、瀬田で各 1 筆となっています。
		貸付先は、二野の法人に 4 筆、大森にある法人に 16 筆、御嵩の法人に 8 筆で、貸借期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 10 年間と令和 7 年 4 月 30 日から令和 12 年 4 月 29 日までの 5 年間の、いずれかとなっています。
		集積する農地の詳細等は、別添の資料のとおりとなっています。
議	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
		議案第 22 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 22 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
議	長	それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。
		【奥村武司委員 着席】
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事	務	それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。
局		1. 農地の適正管理の3月指導分について報告します。
		別添資料1をご覧ください。(件数2件)
		農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
		2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の3月届出分です。
		届出はありませんでした。
		3. 農業用施設の届出書の3月届出分です。
		別添資料2をご覧ください。(件数2件)
		4. 3月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。
		8件の届出がありました。
		田 16筆 11,185.00㎡ 畑 25筆 3,630.41㎡ 合計 41筆 14,815.41㎡
		5. 今後の日程について説明します。
		次回の現地確認は4月25日の金曜日を予定しています。
		また、令和7年第5回農業委員会総会は、令和7年5月2日金曜日に午後3時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。
		通常の2時より1時間遅くなりますので、再度確認をお願いします。
会	長	6. その他
		懇親会の説明
		第5回総会后、懇親会を計画しております。詳細を説明
		懇親会を開催するため、第5回総会開催時間を1時間遅くする。
		午後3時からとするので、時間間違えをしないように。
		懇親会は、午後6時から開始します。
議	長	これをもちまして、令和7年第4回可児市農業委員会総会を閉会いたします。
		委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。